

福岡女学院大学・短期大学部における公的研究費の不正防止への取組に関する指針

本学は、キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、「神を畏れ奉仕に生きるよき社会人としての女性を育成する」ために教育・研究を行うことを目的とし、その成果をもって社会に貢献することに努めております。この目的の遂行にあたり、不正行為は決して許されるものではありません。そのため教育・研究等における不正行為の防止については、自主的かつ積極的に取り組みます。そのなかでも公的研究費の使用については、その不正使用等の防止に取り組む指針として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえて、行動規範を定めた上で次の各項目等に取り組みます。

1. 機関内の責任体系の明確化を図る。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。
3. 不正を発生させる要因の把握と具体的な不正防止計画を策定し、実施する。
4. 公的研究費の適正な運営・管理活動を実践する。
5. 情報発信・共有化を推進する。
6. モニタリング体制を整備し、実施する。